

茨城県後期高齢者医療広域連合の私債権の管理に関する条例施行規則

平成 31 年 3 月 29 日

規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茨城県後期高齢者医療広域連合の私債権の管理に関する条例（平成 31 年条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(私債権管理の分掌)

第 2 条 茨城県後期高齢者医療広域連合の私債権（以下「私債権」という。）の管理は、その債権が発生した事務及び事業を所管する課等の長（以下「課長等」という。）が行うものとする。

(台帳)

第 3 条 条例第 5 条に規定する台帳は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により作成するものとする。

2 前項に規定する台帳に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 私債権の名称及び金額
- (2) 債務者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (3) 私債権の発生原因及び発生年月日
- (4) 経過記録（履行、督促、催告、強制執行等の状況を含む。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、私債権の適正な管理に必要と認められる事項

3 課長等は、私債権を適正に管理する上で支障がないと判断したときは、前項各号に掲げる事項を変更又は省略することができる。

(生活困窮状態)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項第 2 号に規定する生活困窮状態とは、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項又は第 2 項に規定する状態をいう。

(議会への報告)

第 5 条 条例第 6 条第 2 項の規定により議会に報告する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 放棄した私債権の名称
- (2) 放棄した私債権の件数及び金額

(3) 私債権を放棄した理由

(4) その他茨城県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）が必要と認める事項

（委任）

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（台帳に関する経過措置）

2 この規則の施行の際、現に私債権を管理するために整備されている台帳は、第3条に規定する台帳とみなす。